

日華講和に於けるアメリカの役割

袁 克 勤

一九五一年十月サンフランシスコ講和会議が開催され、米英等多数の旧連合国と日本との講和条約が締結された。しかし中国はこの講和会議に招待されず、日中講和の問題は先送りとなった。その翌年日本は台湾の国民政府と平和条約を結び、日華講和が実現した。日華講和に於てアメリカが重要な役割を果たしたことは周知の事実であり、戦後の日中関係に関する多くの研究においてこのことは指摘されている。日華講和における国民政府の戦後外交については石井明氏が一連の論文を発表しているが、彼はそこでアメリカと国民政府との対日講和に関する交渉内容について特に国民政府の態度に焦点を合わせて分析を試みている。⁽¹⁾戦後

日本外交に関する多くの研究も「吉田書簡」問題を中心に、日華講和におけるアメリカの対日「圧力」について部分にはあるが言及してきた。⁽²⁾しかし、日華講和におけるアメリカの役割を中心に取り扱った研究は今のところは見あたらない。本論文の目的は当時のアメリカの中国政策の全体像を視野にいれて、日華講和におけるアメリカの役割について特に日米交渉の展開に触れつつ、それを評価するところにある。⁽³⁾

一 アメリカの人民中国封じ込めと台湾介入

一九四九年十月中華人民共和国が成立した。これ以前から中国共産党は対ソ一辺倒の外交方針を打ち出し、

アメリカをはじめとする西側諸国と対決する姿勢を明らかにした。アメリカ国務省はアチソン (Dean Acheson) 国務長官のもとで人民中国とソ連を離間するため、中国に対して軍事介入は行わず、人民中国に対する承認を控えながら、中国情勢を静観する政策を取った。他方、国防省、統合参謀本部 (JCS) は人民中国に対する貿易制限をさらに強め、台湾の国民政府に軍事援助を継続することを主張しつつあり、台湾に対する軍事介入を断念していなかった。

人民中国に対して、どのような政策をとるべきかについて、国務省と軍の主張には異なるところがあったが、人民中国を封じ込めるという点では両者は一致していた。ただ軍および議会における親国民政府派の中国内戦への干渉を主張していたのに対して、アチソンは軍事行動ではなく、中国の近隣諸国の安定を促進することによって中国の共産主義化の近隣への衝撃を防ぐことがより重要であると認識していた。⁽⁴⁾人民中国の対外貿易に関して、朝鮮戦争が勃発する前、アチソンは軍部の意見を取り入れ、すでに西側諸国からの人民

中国に対する輸出に関してソ連、東欧諸国などの制限を設けた。⁽⁵⁾台湾政策において、朝鮮戦争が勃発するまでアチソンは不介入政策を採用しており、その政策は一九五〇年一月五日トルーマン (Harry Truman) 大統領による台湾不干渉声明と十二日のいわゆるアチソンの太平洋防衛ライン演説において公式に表明された。その直後の十三日アチソンは顧維鈞国民政府大使宛の手紙で対国府軍事援助の要求を拒否した。⁽⁶⁾

しかし、台湾を放棄するという国務省及びアチソン自身の政策も首尾一貫したものではなかった。中国共産党政権が成立する一年前の一九四八年十一月、国家安全保障会議 (NSC) に提出された台湾の戦略的地位に関する統合参謀本部 (JCS) 文書 (NSC 37) は、アメリカの安全保障にとって台湾の地位はきわめて重要であると主張し、アメリカに友好的な政府を台湾に維持することによって共産党の台湾支配を排除する必要を訴えた。但しこの文書は、軍事的手段の使用を避け、外交及び経済的手段で目的を達成することを求めた。いま一つ興味深いのは、この文書が日本の食

糧及びその他の原料の供給地としての台湾の重要性を、も強調し、日本の安定のためには台湾の保持が大きな意味があるとみていた点である。⁽⁷⁾翌年一月十九日NSCに提出された国務省の報告(NSC37/1)も、台湾における共産党の支配を排除する必要がある点でJCSと一致していた。⁽⁸⁾この時点で国務省とJCSが言及した台湾の非共産主義政府は必ずしも国民政府を指すものではなく、むしろ蒋介石を排除する国民党内の反蔣勢力、あるいは台湾の独立運動推進勢力を意味した。この時期アメリカ政府部内に台湾の独立、あるいは国連の信託統治を通じて共産党による台湾支配を排除することも議論された。

上述の国務省の報告は、二月NSCに採決され、大統領の批准を得る(NSC37/2)。NSCが決定したアメリカの政策は台湾における中国共産党の支配を防ぐことを目的としたもので、その方法は、第一に、台湾の当局者がその統治を改善することを条件に彼らに支持を与え、第二に、国民政府勢力の台湾への流入を阻止する。そして第三に、台湾の将来の独立はアメ

リカの利益に合致し、それゆえ慎重に独立勢力の指導者との接触を保つことであった。⁽⁹⁾

台湾に撤退した国民政府に対して、国務省は援助を与えない方針をとっていたものの、議会の親国民政府勢力の圧力の影響のもとでは一定の経済援助を続けることを余儀なくされた。

JCSは台湾の戦略上の重要性を強調し、公然たる軍事干渉は避けるべきだが、小規模のアメリカ艦隊を台湾へ派遣することを含む適当な軍事援助を行うことを提議した。⁽¹⁰⁾しかし国務省はこれに反対、上述のNSC37/2に基づいて台湾での外交活動の強化を主張した。NSCでアチソンは、JCSが提議した軍事力を誇示する行動はアメリカへの批判を招くだけであり、軍事的手段を行使するとしても、大規模な軍事介入でない限り、台湾の防衛は不可能であるとし、仮に介入する場合は、アメリカの単独行為ではなく、国連の名義のもとに行われるべきである。その場合、国連を通じての干渉によって台湾が独立するか国連の信託統治が実現すればアメリカにとって望ましいと語った。⁽¹¹⁾結

局三月一日採択されたNSC 37/5は、状況の変化によって再検討の必要があると認めながらも、國務省の主張した外交及び経済的手段で対応する方針を承認し、NSC 37/2の決定を再確認した。⁽¹²⁾

その後、アメリカの台湾に対する政策は一連のNSC 37文書シリーズに基づいて実施されたが、顕著な成果は挙げられなかった。台湾における国民政府の基盤はすでに固まりつつあり、外交及び経済的な手段による台湾独立あるいは国連信託統治を達成するという可能性は消失していた。このため、同年半ばに入るとアメリカ政府内には以上の政策の再検討を要求する声が強くなった。このような背景のもとでJCSは国民政府への軍事援助を再び主張するが、アチソンは台湾から手を引くべきであると主張した。⁽¹³⁾ このアチソンの主張はトルーマンに受け入れられ、その結果一九五〇年一月の台湾へ不介入を表明したトルーマン声明とアチソンの「防衛ライン」演説が行われるに至った。

しかしルイス・ジョンソン国防長官 (Louis Johnson) などは、前述のトルーマン声明が発表された後

も、国民政府に軍事援助を与えるように働きかけ、結局朝鮮戦争の勃発までにはジョンソンはトルーマンの説得に成功し、その許可を得て秘密裡に国民政府への軍事援助を続けた。⁽¹⁴⁾ またアチソンも各方面からの圧力を受け、国民政府への軍事援助問題に対して黙認する態度をとっていた。⁽¹⁵⁾ 日本占領管理の責任者マッカーサー (Douglas MacArthur) も台湾への干渉を強く主張していた、朝鮮戦争が勃発する直前、ジョンソン宛の覚書でマッカーサーは、台湾の陥落はアメリカにとって最重要問題であり、その陥落を防ぐため直ちに軍事、経済、政治的な援助について検討する権限を自分に与えるべきであると主張した。⁽¹⁶⁾

他方、國務省内からもアチソンの中国政策に対する修正を求める声が出始める。一九四九年夏、政策企画室長ケナン (George Kennan) はアメリカの台湾占領を提案した。⁽¹⁷⁾ 翌年五月には、ダレス國務省顧問 (John F. Dulles) がアメリカが台湾の中立化を具申した。⁽¹⁸⁾ また、バターワース (Walton W. Butterworth) に代わって國務省の極東担当の次官補に就任したラス

ク (Dean Rusk) が五月作成したメモランダムは中国共産主義者の勝利が、米ソの力の均衡にとって大きなマイナス要素になり、世界に大きな反響を呼んでいるとし、このような情勢に対し、アメリカが何もしないなら、日本を含むヨーロッパ以外の地域には動揺が生じるであろうと警告した。アメリカにとってこれらの不安定な地域のどこかの場所を選んで、共産主義の膨張に対抗する決意を示す必要がある、その理想的な場所として台湾を挙げ、台湾の中立を宣言することによって、台湾と大陸の両方からの攻撃を排除する意思を表明すれば、ソ連との戦争なしにアメリカはその決意を世界に向けて表明できるとラスクは提言した⁽¹⁹⁾。これはまさに朝鮮戦争が勃発した直後アチソンがNSCに提案したものと同じ内容であった。

以上のように、朝鮮戦争勃発の前夜、アメリカ政府内部には台湾に対する不介入政策を批判する意見が強く存在した。一月五日のトルーマン大統領の台湾不干渉声明もブラッドレー (Omar N. Bradley) JCS議長長の要請によって修正され、アメリカの不干渉は「現

在の時点」のみ適用されるものとなり、台湾の中国からの分離を否認した文中の表現も削除された。またこのトルーマン声明が発表されてからも、議会、軍、國務省部内の台湾政策を修正する要求が衰えなかった⁽²⁰⁾。これらの要求はアチソンにとって大きな圧力になっていた。アチソンにとって、台湾不介入は「中国の喪失」と同様に反対勢力に批判の口実を与えるものであった。またアチソン自身も、台湾への不干渉方針は首尾一貫したものではなかった、上述のトルーマン声明についてブラッドレーはアメリカの不干渉を「現在の時点」に限ったものとすべきであると要求したが、これについてトルーマンはアチソンに意見を求めた。JCSはこの要求は東アジアにおける戦争勃発の際、台湾におけるアメリカの軍事基地を確保するためのものであると主張していたが、これにアチソンは同意を表明する⁽²¹⁾。トルーマン声明の発表直前に、ブラッドレーはアチソンに、台湾の中国からの分離を否認する表現の削除を求めたが、これは将来情勢の変化によって、アメリカは台湾の中国からの分離を望む可能性があるとJCS

が見ていたからだった、この要求に対しても、アチソンは同意を与えたのである。⁽²²⁾

その後、朝鮮戦争が勃発すると、アチソンの提案によってアメリカ政府は直ちに台湾介入という重大な政策転換を行った。五月二十八日トルーマン大統領は朝鮮戦争への参戦を決定すると同時に、台湾海峡の戦闘を防ぐという名目のもとに第七艦隊の投入を命じた。

台湾の地位についてトルーマンの台湾への介入を発表する声明は、台湾の将来の地位に関する決定は、太平洋の平和の回復、日本との平和条約の締結、国際連合の決定に待たなければならないと述べた。ここでアメリカの台湾介入は決定的になり、アメリカと人民中国との関係正常化は事実上無期限に延期されるのである。このような状況下において、対日講和への人民中国の参加を排除するアメリカの基本方針は不動なものになり、日本と中国との講和に大きな影響を与えた。

アメリカの公然たる台湾介入の決定は、すでに存在していた人民中国の指導者たちの対米不信を一層深めた。内戦中、中国共産党は国民政府に援助を与えつつ

あったアメリカに敵意を抱き、アメリカが国民政府を支援し中国の内戦に直接軍事介入するのではないかと疑った。大陸での内戦でアメリカは結局軍事介入を行わなかったが、それは人民中国の疑いを完全に払拭するには至らず、台湾問題におけるアメリカの動きに対して人民中国の指導者は強い警戒感を抱く。そして朝鮮戦争勃発後のアメリカの台湾介入は、人民中国指導者が抱いていた疑念を証明する形になった。すなわちアメリカは中国の革命と国家統一を阻止するため、ついに軍事干渉を行ったと理解されたのである。トルーマン声明は台湾への介入は一時的なものであると述べたものの、それは人民中国の指導者にとって信用できるものではなかった。人民中国の指導者は対日戦後アメリカが行った国共紛争の調停は、国民党を助けるための、中立を装ったアメリカの陰謀であると認識しており、アメリカの朝鮮戦争参加の目的は対中国侵略か、さもなければ朝鮮半島で中国に巨大な軍事的脅威を与えることによって人民中国の政治体制を動揺させることにあると考えた。⁽²³⁾ それゆえ彼らはアメリカの軍事行

動は朝鮮半島に限定され、人民中国への攻撃はしないというアメリカ政府の声明を信用しなかった。この意味でアメリカの台湾介入は人民中国指導者のアメリカに対する不信をさらに深め、人民中国の朝鮮戦争参戦を促した一つの重要な原因であるといえる。

二 日華講和の予備交渉とアメリカの役割

一九四七年アメリカが対日講和予備会議の開催を呼びかけたが、当時、国民政府はアメリカとソ連の間に立ち、全面的にはアメリカの立場を支持する姿勢を示さなかった。一九五〇年アメリカの主導による対日講和の動きは再び活発になったとき、国民政府はすでに大陸から台湾に撤退しており、連合国の一員として対日講和会議に参加することはきわめて困難になった。国民政府は、サンフランシスコ会議に参加できるようアメリカの協力を要請したが、アメリカとイギリスの見解の対立の結果講和会議に招かれなかった。それに対して国民政府は公式に抗議を表明したが、その一方で秘密裡に日本との単独講和を目指してアメリカとの

交渉を始めた。

アメリカも日本が国民政府との講和を望んでいることを知り、国民政府と日本との単独講和を促進しようとした。一九五〇年六月、対日講和を担当するダレスは、イギリスとの交渉を終え、人民中国政府と国民政府のいずれも対日講和会議に招請しないいわゆる「ダレス・モリソン合意」を成立させた。しかしその後、国民政府の顧維鈞駐米大使との会談でイギリスとの交渉の経過を簡単に伝えた後、国民政府が日本と単独に平和条約を締結することを勧め、また顧の質問に対してダレスは日華単独講和についてアメリカと日本との間には了解があると語り、日華条約の調印は、サンフランシスコ条約の発効後であるべきだと答えた⁽²⁴⁾。

ダレス・顧維鈞会談の三日後、台北で国民政府の葉公超外交部長はランキン(Karl L. Rankin)駐台米公使との会談において依然として対日講和会議への国民政府の参加を要求したが、同時に、もしアメリカ政府が国民政府を差別しないほかの解決方法を提出すれば、国民政府はそれについて考慮する意図があると述べ、

日本との単独講和も辞さない意向を示した。⁽²⁵⁾

その後国民政府は日本との単独講和を前提に、日華条約はサンフランシスコ条約と同時に調印されるべきであるとしたが、ダレスは譲歩せず、また日本との交渉の前提条件として、日華条約の適用範囲に中国大陸は含まれないことを要求し、この問題を解決しない限りアメリカも斡旋し難いと述べて、国民政府の譲歩を求めた。七月三日のダレス・顧維鈞会談でダレスは将来の国民政府と日本との条約について、「国民政府が依然大陸における平和条約を実行する権力を持っていることを日本に強制的に認めさせる」ものであってはならないと語った。顧は、国民政府は中国を代表して日本と平和条約を締結する国際法上の権利を持っており、日華条約の発効後日本が適当な声明を発表する形でこの問題を解決すればよいと提案したが、ダレスの同意は得られなかった。⁽²⁶⁾

サンフランシスコ対日講和会議から除外された国民政府は、アメリカの態度に不満を抱いたが、日本との単独講和は残される唯一の選択であり、しかもアメリカ

カの助けがなければ単独講和の実現も危いと判断し、アメリカの斡旋を通じて、単独講和を実現する方針を決めた。七月十八日の立法院の臨時会で陳誠行政院長は報告を行い、ほかの連合国と平等な權益が得られるならば、形式問題に拘らず、日本との単独講和も辞さないと報告した。同報告はまたアメリカの斡旋を利用する意向を表明し、「われわれはアメリカ政府がその対日主要占領国の立場で中華民国の国名を調印国の中に入れるか、さもなければ、連合諸国と日本との平和条約を締結すると同時に中華民国と同様な内容の双務条約を締結する義務を日本に負わせることを要求する。中華民国政府は上述の平和条約草案についてその他の意見を提出する権利を保留する。」と述べた。七月十九日立法院は対日講和問題の決議案を採択、この対日単独講和の方針を採用した。⁽²⁷⁾

他方、国民政府の譲歩を迫るアメリカの圧力は緩まらなかった。七月三十日、ランキンは葉にアメリカ國務省から台北のアメリカ大使館宛の電報を見せた。その内容は次の通りである。

日本と中国政府の双務条約の交渉について、アメリカの見解はどの程度日本に影響力を及ぼせるのかはいまだ確定できない。いずれにせよアメリカは、日本とこの問題について協議する場合、事前に中国政府から次のような保証を得なければならぬ。すなわちこの条約は現在中国政府が実際支配している領土及び今後その支配下に入る領土に限り有効であるという保証である。⁽²⁸⁾

この電報は、国民政府が、この適用範囲問題について譲歩しない限り、アメリカは斡旋できないという態度をはっきり表明したものであり、国民政府の譲歩を誘導する上で重要な意味があったと考えられる。他方、国民政府の譲歩を要求しながら、日華講和を促進するため、アメリカ政府は日華双方の接触を勧めた。八月四日、ランキンは葉に対して、国民政府が平和条約についての対日交渉に同意すれば、アメリカは日本に対して通商代表を早期に台湾に派遣することを促し、且つその代表には平和条約について討議するだけの権限を持ったものを任命するよう日本に提案すると約束

した。⁽²⁹⁾

この時期国民政府は対日単独講和の実現のため、条約の適用範囲について譲歩する用意を事実上持っていたとみるべきである。国民政府にとって重要なことは日本が交渉に応じるという保証である。すなわち条約の適用範囲問題に譲歩する前、まず日本に交渉を受諾させることであった。八月八日、葉・ランキン会談で適用範囲問題について、葉は、「われわれは現段階でこの問題を討議するつもりはない、われわれはまだ如何なる保証も得ていないし、日本がわが政府と双務条約を締結するとわれわれを信じさせる十分な理由はない」と述べた。彼は日本政府からの保証を得るようアメリカが日本に働きかけることを要求したのである。国民政府の対日不信は強く、予めアメリカの圧力を通じて日本の保証を得るまでは、適用範囲問題に譲歩しても予想通りに目標を達成するのは難しいと判断していた。この会談で葉は、ランキンに日本に国民政府と講和する義務を負わせなければ、日本は国民政府と条約を締結しないのではないかとこの憂慮を示した。

葉の再三の要求に対し、ランキンがアメリカが国民政府との単独講和についてすでに日本と相談し、日本は同意を表明したが、適用範囲問題は避けられない問題であると葉に告げた。それでもなお葉は具体的な問題について交渉する前提として、アメリカは日本に国民政府と講和する義務を負わせるべきであると主張したため、ランキンは次のメモを私的見解として葉に提示した。それは、アメリカ政府は日本が「講和条約の第二十六条によって負う義務を調印後直ちに履行し、中国政府と多国間条約にほぼ同様な内容の双務平和条約を締結するため討議に入る」ことを希望している(30)と日本政府に明確に知らせるというものであった。それに対して、葉は第二十六条の引用に疑問を提出し、国民政府の対日講和の権利は本来あるものであり、ほかの連合国と日本との平和条約の規定により得るものではないと述べたが、双方はメモの内容について引続き討議することを約束した(31)。

八月二十一日の葉との会談でランキンは、国民政府と日本との講和の実現にアメリカ政府は全力を尽くす

が、日本に義務を負わせるという国民政府側の要求を正式に受け入れることはできないと公式回答を伝えた。他方葉は、日本の通商代表の台北派遣にはいまだ進展が見られず、吉田首相が国会でどの中国政府と講和するかについての選択権は連合国にあると発言したことを指摘し、日本政府の誠意に対する疑念を表明した。これに対し、ランキンは、国民政府と日本との講和の問題は微妙な問題であり、国民政府に明確な答えを与える前に、アメリカは日本、イギリスとさらに討議しなければならないと答えた(32)。

その後、八月二十三日の会談でランキンは國務省の一つの文書の内容を葉に伝えた。それは、第一に、国民政府は日華条約において連合諸国と日本との平和条約の内容に重大な修正を求めず、第二に、適用範囲問題にかんして速やかにアメリカと協議の上、適当な条件を作らなければならない。これらの条件のもとに、サンフランシスコ条約の調印後、日本が国民政府と双務条約を早急に締結するようアメリカ政府は最大の努力をすることを約束する、という内容であった。彼はそ

れを示した上で、国民政府の譲歩を迫った。⁽³³⁾

その後もサンフランシスコ講和会議まで国民政府とアメリカは適用範囲問題について折衝をしたが、解決に至らなかった。しかしアメリカの強い要求に直面して、国民政府の立場は少しずつ後退し、適用範囲問題で譲歩する用意もあると表明するに至った。そしてサンフランシスコ講和条約の締結後、アメリカとの交渉に成果を得られなかった国民政府の立場はますます不利になり、ついに適用範囲問題で譲歩する。九月二十六日、葉外交部長はランキン公使に文書を送り、サンフランシスコ条約の発効前に日本が国民政府との平和条約交渉に入り条約を調印することを条件に、二つの譲歩案を提出した。同文書は、「中華民國の連合国の一員としての地位に鑑み、日本と四十年(筆者注 中華民國四十年、すなわち一九五一年)九月八日サンフランシスコで調印された多国間平和条約と大体同じ内容の双務条約を締結する用意がある。また同条約の調印は多国間条約が発効する前に速やかに行われることを望む」と述べた後、適用範囲における制限について

次のような解決案を提示した。

…… 中華民國政府は双務条約の適用範囲について次の二つの選択案を討議の基礎として提案する。

甲案、双務条約を調印する際、中華民國全權代表は次のような声明を発表する。

「本条約は中華民國の全部の領土に適用する。

当該領土中、國際共產主義の侵略によって一時的に共產党に軍事占領された地域について、中華民國政府がこれらの地域に対する有効な支配を回復した時、即時にこれらの地域に対して本条約を適用する。」

乙案、中華民國政府と日本政府が平和条約の批准する文書を交換する際、次のような声明を双方の同意記録に記載する。

「中華民國にかんして、本条約は中華民國政府が現在支配しており、及び将来その支配下に入るべきすべての領土に適用する。⁽³⁴⁾」

その後、十月二十四日国民政府は適用範囲問題にかんする修正案をアメリカに提出した。修正案は国民政

府の適用範囲についての表現は、葉外交部長が先に提出した乙案と大体同じであったが、形式的にその制限を日本にも適用するものであった。同案は「締約国双方は次のことについて了解を達成した。すなわち本条約は双方が現在実際に支配しており、および将来その支配下に入るべき全ての領土に適用する」と規定した。⁽³⁵⁾

ダレスはこのように国民政府から譲歩を得ることに成功した後日本を訪問し、今度は日本政府から国民政府と単独講和する意向を表明する「吉田書簡」を手に入れた。もっともダレスが日本側に手渡した「吉田書簡」の原文は、条約の適用範囲について上述の国民政府の提案に従って国民政府と日本の両方に適用すると明記していたが、日本政府が反対したため、結局「吉田書簡」は国民政府側の適用範囲のみを制限することになった。⁽³⁶⁾

一月十六日、日米双方は「吉田書簡」を公表した。十八日葉外交部長は声明を発表して、「吉田書簡」の公表を歓迎し、日本と平和条約の交渉に入る用意がある」と表明した。同声明は「日本政府が現在大陸を占拠し

ている共産主義政権および一九五〇年にモスクワで調印されたいわゆる中ソ友好同盟相互援助条約の真相を明瞭に理解していることをうれしく思う」と述べ、「吉田書簡」を人民中国政府を否認するものとして解釈した。⁽³⁷⁾ なお、「吉田書簡」の公表を受けて、蒋介石は日華交渉にアメリカ代表の参加を求めると指示した。⁽³⁸⁾ この指示にしたがって、葉はアメリカに日華交渉において国民政府を支持するよう要請した。⁽³⁹⁾

このような事態の推移のもとに、国民政府と日本は直接交渉に入った。十八日、葉外交部長は日本の木村四郎七台北駐在事務所所長との会談で、日本政府が速やかに代表を選任し、平和条約の討議を開始することを希望すると伝えた。

しかし日本政府は「吉田書簡」を公表して、国民政府と双務条約を締結する意向は表明したものの、双務条約についての日本側の解釈は国民政府の期待と程遠く、国民政府を中国の正統政府と承認するものではなかった。二月一日衆議院予算委員会での答弁で吉田は「台湾国民政府」という表現を使って、国民政府に対す

る承認は限定承認であることを明確にした。また「吉田書簡」の公表と同日に表明された外務省の見解も次のように国民政府を中国全体の代表政府とは認めないものであった。

一、書簡にいう二国間条約とは対日平和条約第二十六条(加入条項)の適用に基づいて行われる「二国間平和条約」を意味しない。

二、中国国民政府を中国全体を代表する政府と認めているのではない。⁽⁴⁰⁾

以上のように日本政府の「吉田書簡」に関する解釈は国民政府の主張とは大きく食い違うものだった。国民政府は日本と行う交渉は平和条約の交渉でなければならぬとあくまで主張し、日本政府と事前交渉をすると同時に公の場で上記の日本政府の発言に反駁した。一月二十五日、国民政府の立法院院長王寵惠は中央社記者に対して、次のような旨の談話を発表した。

一、サンフランシスコ会議に中国が招請されなかったことについて中国人は強い屈辱を感じている。このことは日本の主張によったものではないが、日本とし

てはこの機会に中国人の反感をできるだけ除去するよう努力することが賢明である。

二、最近、まず友好条約を締結せよという説があるが、まず平和条約を締結し、後に友好条約、通商条約を締結するのが妥当な順序である。

三、日本はすでにサンフランシスコ条約によって交戦国固有の資格をもって他の交戦国と平和条約を締結する資格を与えられている、故に両国の平和条約はその固有の資格に基づいてなされるべきであって、中国の参加しなかったサンフランシスコ講和条約の第二十六条規定によるべきではない。

四、日華平和条約がサンフランシスコ講和条約と同時に発効することはサンフランシスコ講和条約第二十六条およびその他の条文と何等抵触するものではない。日米安全保障条約が同時に発効することと同様である。⁽⁴¹⁾

そのほか『中央日報』の社説は国会における国民政府との双務条約は平和条約ではないという吉田の説明に対し、「国民政府が日本と結ぼうとしているのは第二次世界大戦中の連合国の一員としての地位に相応し

い平和条約なのであって、サンフランシスコ講和条約と同等であるべきである。……国民政府は国際連合の多数の国家の承認を得ている合法的政府である地位を否認してはならない。日本が大陸の共産政權を承認する余地を残す意図を持っているなら、自由中国の人民は絶対容認しない。わが政府が決して日本とこのような条約を調印しないことを信じる」と論じた。⁽⁴²⁾

その後、国民政府と日本政府は締結される条約の名称及び日本の交渉代表の肩書について交渉したが、本交渉にはいる前にはそれらの問題は解決されなかった。この交渉段階で国民政府は、締結される条約は平和条約であるという了解がアメリカとの間にあることを根拠に日本の譲歩を求めた。これに対して日本側は平和条約という名称の使用に明確な同意を与えず、それは条約の内容次第によるものであると応じて、条約の内容における国民政府の譲歩が必要であるとほのめかした。⁽⁴³⁾

日本と交渉すると同時に、国民政府はアメリカの介入を求めた。この国民政府の要請に応じる形で東京で

はアメリカと日本との交渉が行われた。この交渉について、ランキンが国民政府に伝えたところによると、シーボルト S C A P 政治顧問 (William J. Sebald) は二度外務省に訪れ、責任者と会談した。ランキンが伝えたシーボルトの話では、日本は原則的に平和条約というタイトルに同意する意向があるが、ただ日本政府は国民政府のいう「実質的平和条約」の意味について困惑しているようであった。⁽⁴⁴⁾

また十三日木村からも葉に東京での日米交渉の状況は伝えられた。木村の伝えたところによると、岡崎勝男国務大臣はシーボルトに、一、今度の条約は名称と内容ともに平和条約である、二、実施範囲問題を条約の中に入れないことが国民政府の立場であることはよく知っている。ただ正式な交渉が始まる前に、日本政府としては「吉田書簡」の範囲を超えるような方針をとれば、日本国内に困難が生じる。しかも日本政府は以上の二点が台北に行われる交渉の内容の一部であるべきだと考えている、と述べた。

以上のことを伝えたほか、木村は次のような日本政府

府の回答を葉に伝えた。

一、日本政府は誠意を持って中国政府の立場を充分考慮する。

二、シーボルトが伝えた問題について、日本政府はすでに国民政府と交渉する河田烈全權代表に討議、決定する権限を与えた。

三、交渉にはいる前、中国政府が形式の問題に拘らないよう願う。⁽⁴⁵⁾

以上のように条約の名称については国民政府と日本政府は見解の一致を達成しなかったが、十六日河田代表一行は東京を出発、台北に赴いた。条約の名称問題はついに台北における交渉の一部になった。このことは交渉の難航を象徴的に示している。国民政府にとって日本との単独講和を実現するものの、国民政府とアメリカが日華条約の内容を決め、その草案を日本が無条件で受け入れるようなことは不可能であることは正式な交渉に入る前もすでに明らかであった。⁽⁴⁶⁾

三 交渉におけるアメリカの介入

上述したように国民政府と日本の直接交渉が始まる前、アメリカはまず国民政府、日本政府それぞれとの交渉で、日本は国民政府と講和をし、平和条約を結び、国民政府は日華条約の適用範囲についての制限に同意するといった原則を予め決めた。

日本と国民政府の交渉が正式に開始した後も、国民政府はアメリカの斡旋を求めた。国民政府の草案をめぐる討議で、国民政府と日本の立場の違いが明らかになった段階で、国民政府は双方の要求の要点を覚書の形でまとめて三月十七日ランキンに渡した。国民政府と日本との条約の締結についてのアメリカの国民政府に対する要求は前にも述べたように基本的には、一、適用範囲に制限を設けること。二、サンフランシスコ条約の規定に大きな修正を要求しないことである。国民政府の覚書は、国民政府が以上のアメリカとの了解に基づいて交渉しているから、日本政府もこの了解に従うなら、速やかな妥結は困難ではないと述べ、「中国

政府は今ではアメリカが影響力を活用して、日本をして、速やかに交渉を成立させる時期がきていると考えている」とアメリカの介入を要求した。⁽⁴⁷⁾

ワシントンでも日本が真剣に国民政府と交渉しておらず、上院の対日平和条約批准が済めば、日本と国民政府との交渉は決裂するだろうとの見方が存在していた。シーボルトはそれに不安を感じ、ワシントンの空気を吉田に知らせるため彼を訪ねた。この結果吉田は日本代表にいつそう穏当な交渉を行うよう命ずることをシーボルトに約束した。⁽⁴⁸⁾

日本側も交渉中アメリカに状況を通報し、その支持を求めていた。国民政府がアメリカに前述の覚書を提出する前、三月十三日台北に着いた外務省の倭島英二アジア局長はランキン公使を訪れ、日本側がすでに多くの譲歩をしたと日本の努力を強調し、国民政府が連合国並待遇を要求していることおよび賠償問題などについて意見を交換した。河田は日本政府に対する報告の中に、倭島に対しランキンは日本の交渉姿勢に満足の意を示したと述べている。⁽⁴⁹⁾しかし、倭島はランキン

の国民政府寄りの立場に不満を抱いたのであり、この不満を後で東京でのアメリカの関係者に語った。⁽⁵⁰⁾

交渉の最後の段階に入って、適用範囲、いわゆる「協力政権」の日本における財産の処理などの問題をめぐって双方は譲らず、交渉が難航していた時、アメリカは国民政府の要請を受けて再び動き出した。四月二十四日国務省のアリソン (John M. Allison) 次官補は日本のワシントン駐在事務所武内龍次所長に台北における日華交渉につき会談したい旨を申し入れた。日本政府は武内の報告を受けた後、直ちに交渉の進行状況及び日本と国民政府の基本的立場をアメリカ側に説明するよう武内に指示し、またアメリカの介入に反対する態度を示した。日本政府の指示は「条約、議定書、交換公文とも殆ど総て合意に達している今日、一日も早く円満に纏めたく、当方としても能ふる限り妥協してと切角努力中なることを強調しおかれたい」、「この段階において米国が日華会談に介入しその圧力によって交渉が纏まったような印象を与えることは日華双方にとり対内的にも対外的にも最も避くべきであると考

える。この点を含んでおかれたい」とアメリカの介入に対する不満を表した。⁽⁵¹⁾ アリソンとの会談の様子は武内の報告によると、まずアリソンから「台北の交渉の内容を個個にて論議する意図はまったくないが、米国にては一般に本交渉が度々現地にて妥協を見ては又東京からの指示にて覆されることを了解し難しとする空気が強く、殊に上院方面から国務省が平和条約審議の際吉田・ダレス書簡を強く引用した関係上盛んに問い合わせがあり、又既報の東京における対日理事会におけるソ連及び中国の態度等を考え合わせ、出来得れば対日平和条約の発効までに本交渉が完了することが希望に堪えない。」と条約の速やかな成立の要望が示され、同時に日本の強硬姿勢に批判的である態度が示された。これに対し武内は政府の指示通り状況を説明して、アメリカの介入が今の段階では好ましくないと伝えた。アリソンは「米国として交渉に介入する意図はまったくなく唯憂慮している状況を東京に伝えられたし」と語った。⁽⁵²⁾ 武内・アリソン会談が行われた同日、東京では倭島局長がボンド(Niles W. Bond) SCAP政治

顧問と会談し、同じ議題について討議した。この会談で倭島は台北に駐在するアメリカのランキン公使の姿勢に対する不満を漏らし、「在華ランキン公使が余りにも国府側に接近し過ぎていることが本官の台北滞在中特に目についたので、その行動はどうかと思われるので貴方に連絡することを差し控えたのである」と述べ、ランキンの行動を牽制しようとした。それに対しボンドはランキンから自分に日本側に働きかけるような勧めがあったが、自分は国務省に連絡した上でそれを避けたので、その後このような動きはなかったと述べ、ランキンとの立場の違いを示した。ボンドはまた倭島にアメリカの今度の行動の主な理由は対日理事会、極東委員会で国民政府がアメリカの提案する解散に反対行動をとることを配慮したためのものであると説明し、幸いに対日理事会においては国民政府の代表はソ連に同調せず、極東委員会の問題についても、結局国民政府がアメリカに同調しなくても解消できることになったので、アメリカ政府は国民政府に対する配慮を必要としなくなったことを語った。⁽⁵³⁾

アリソン・武内、ボンド・倭島交渉は、日本の既定方針に余り影響を及ぼさなかったようである。その後の日華交渉で実質問題に関して日本側が譲歩せず、結局国民政府の譲歩によって交渉はまとまった。だが、条約文の表現の問題について、日本政府は国民政府の字句の修正の要求を受け入れ、また吉田が日本の全権代表にサンフランシスコ条約が発効する二十八日まで日華条約を調印させたい意向を表明したことから見て、サンフランシスコ条約が発効する前に日華条約を調印させたいというアメリカの要望は、交渉の進展を促す役割を果たしたと言えよう。

むすび

日華講和の実現にアメリカが果たした役割はきわめて重要である。この点については従来の研究も指摘してきた。しかしその介入の過程を明らかにする試みはまだ行われていなかった。上述のように、アメリカは日本と国民政府の対立の調整を試み、特に日華講和の予備交渉の段階では中心的な役割を果たした。もっと

もアメリカの介入についてその重要性を過大評価する傾向が今までの研究にみられるが、これには問題があるといわねばならない。例えば日本政府が国民政府と講和する方針を公表した「吉田書簡」の問題に関する多くの研究がそうである。また日華交渉中におけるアメリカの活動に関してはこれまで研究されていないが、この交渉中のアメリカの介入と「吉田書簡」が公表された時までの日米交渉とを関連させて考える必要がある。そうすることによって、日華講和問題に関する日本政府に対するアメリカの影響力は従来の評価より実は低かったことが判る。

「吉田書簡」が作成される段階で、日本政府はもともと国民政府との単独講和に反対する意図はなかったため、ダレスが要請した「吉田書簡」の作成に簡単に同意を与えた。前述のアリソン・武内会談でアメリカは具体的な問題について日本の譲歩を求めようとしなかったが、日華交渉が難航している原因は日本政府の強硬な態度にあると指摘したことは明かに日本側の譲歩を要請したのであった。しかしこの時の日華の対立点

は国民政府の主権は中国大陆に及ぶかどうかという日本にとって重要な問題であるために、日本はアメリカの介入を受け入れなかったのである。すなわちアメリカの介入の実効性は日本政府の態度によって左右される側面があった。これは日華交渉中に行われたアメリカの介入の中途半端な性格に表われている。日本政府のアメリカの介入に反対する態度に直面したアメリカは、国民政府のために日米関係を損なうことはできなかったであろう。⁽⁵⁵⁾

日華講和は従来の平和条約交渉と違って、戦勝国である国民政府に対して、敗戦国の日本がすでに多数の連合国と平和条約を結び、アメリカと同盟関係に入り、実質上国民政府に対して有利な地位に立っていた。この地位を利用して日本政府がサンフランシスコ条約で得た利益以上のものをかち取るうとした。従って講和の予備段階でも、交渉中でも国民政府がアメリカの介入を要請し続けたが、日本政府は「吉田書簡」の作成の段階でアメリカからの「外圧」を利用したが、交渉中のアメリカの介入を排除しようとした。

他方、アメリカにとって、日華講和の実現が重要ではあるが、その目標が達成すれば、具体的な問題について国民政府の要求を積極的に支持する必要はなく、交渉中に国民政府を支援するために日本政府に圧力をかける必要もなかった。従って、日華交渉の過程で、親国民政府的であったのはランキン公使など比較的低位にある人たちに過ぎなかった。ダレスは介入しなかったし、またシーボルトも本国政府に対してアメリカが介入せず、交渉を日本と国民政府に任せるべきであると主張した。⁽⁵⁶⁾

日華交渉中アメリカが積極的に国民政府を支援しなかったことは従来のアメリカの台湾政策と関連している。上述のようにダレスを含むアメリカの指導者の多数は国民政府に低い評価しか与えておらず、一時的にせよ台湾における国民政府の支配を排除しようとした。その後、台湾における国民政府の勢力が増強し、朝鮮戦争が勃発するに及んで、アメリカ政府は台湾へ介入することによって国民政府を支援したが、その狙いは人民中国の台湾支配を阻止するものであり、関心の焦

点は必ずしも「国民政府」ではなく、むしろ「台湾」であった。日華講和を促進させようというアメリカの意図も、主に人民中国を封じ込めるために、日本と人民中国との講和を阻止し、また国民政府に対する日本政府の承認を促すことによって台湾を実際に支配している政府としての国民政府に対する国際社会の承認を高め、自己の台湾介入を正当化することにあった。従ってイギリスなどの反対ともあいまって、アメリカは原則として国民政府が中国の正統政府であると認めながらも、日本政府に対して国民政府が中国の一つの政府であると承認することを求めるにとどまり、それを中国の正統政府であると承認することを強要しなかった。日華交渉中に国民政府は様々な問題についてアメリカの支援を要請したが、これらの問題は国民政府が中国の正統政府であるかどうかにかかわる問題であったため、アメリカは積極的に国民政府を支援しなかったのである。

(1) 石井明氏が国民政府の外交について、いくつかの論文を発表し、サンフランシスコ講和の段階から日華

講和の交渉に至るまでの国民政府の外交を中心に論じたが、日華講和におけるアメリカの役割を究明するものではない。

(2) 「吉田書簡」問題を中心に日本に対するアメリカの圧力を実証的に研究する代表的な著作は細谷千博氏の『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社 一九八四年)。

(3) 日華交渉が始まるまでの日米交渉については、筆者がほかの論文(拙作「外庄利用外交としての『吉田書簡』』『一橋論叢』第一〇七巻第一号 一九九二年一月)すでに論じたので、この論文は日華交渉中の時期に限定する。なおこの論文の日米交渉についての解釈は上述の論文の解釈と関連している。

(4) 一九四九年十二月二十九日アチソンメモ、『*Foreign Relations of the United States*』[以下FRと略記]、1949, Vol. 9, pp. 465-466.

(5) この時期のアメリカの人民中国に対する貿易政策について、安原洋子の論文(Yoko Yasuhara, *Myth of Free Trade: COCOM and CHINCOM*, Ph. D. dissertation submitted to University of Wisconsin-Madison, 1984)を参照。

(6) 一九五〇年一月十三日アチソンから顧維鈞宛手紙『FR, 1950, vol. 6, pp. 277-278.』

- (7) 一九四八年十一月二十四日国防長官に提出されたJCSの覚書' *FR*, 1949, Vol. 9, pp. 261-262.
- (8) 一九四九年一月十九日NCSに提出された国務省の報告' *ibid.*, pp. 271-275.
- (9) 一九四九年二月三日NCSの報告' *ibid.*, pp. 281-282.
- (10) 一九四九年二月十日NCSに提出されたJCSの覚書' *ibid.*, pp. 284-286.
- (11) 一九四九年三月一日NCS会議でのアチソンのステートメント' *ibid.*, pp. 294-296.
- (12) 一九四九年三月一日NCSの報告' *ibid.*, pp. 290-292.
- (13) 一九四九年十二月二十九日アチソンのメモ' *ibid.*, p. 466.
- (14) Michael Schaller, *The American Occupation of Japan: The Origins of The Cold War in Asia* (New York, 1985), p. 216.
- (15) 一九五〇年四月十四日アチソンからジョンソン宛 *FR*, 1950, *op. cit.*, pp. 325-326.
- (16) 一九五〇年六月二十一日のCAP政治顧問シーボルトからアチソン宛' *ibid.*, p. 366.
- (17) Robert L. Messer, "Roosevelt, Truman, and China: An Overview" in Harry Harding and Yuan Ming eds., *Sino-American Relations, 1945-1955: A Joint Reassessment of a Critical Decade* (Wilmingon, Del. 1989).
- (81) Edwin W. Martin, *Divided Counsel: The Anglo-American Response to Communist Victory in China* (Lexington, ky., 1986), p. 154.
- (91) 一九五〇年五月三十日マースクからアチソン宛' *FR*, 1950, *op. cit.*, pp. 349-351.
- (92) William Whitney Suetek, Jr., *The Road to Confrontation: American Policy toward China and Korea, 1947-1950* (Chapel Hill, N. C., 1981), pp. 137-143.
- (121) 一九五〇年一月五日トルーマン・アチソン会談録' Official Conversations and Meetings of Dean Acheson (1949-1953), Microfilm, University Publications of America, Inc, 1980.
- (22) 一九五〇年一月五日アチソン・ブラッザーレー電話会談録' *Ibid.*
- (23) 毛沢東' 周恩来がアメリカの戦争目的は中国侵略' あるいは中国に軍事的脅威を与え' 人民中国の社会主義体制を動揺させることにあると力説して' 参戦を強く主張した。彼らの主張は当然対米戦争を遂行するために党内' 国内の結束を固める意図も含まれたが' ア

- アメリカに対する不信感が強く働いたのも否定できない。
アメリカの台湾介入と人民中国の朝鮮戦争参戦の決定
の關係について、最近の朱建栄氏の著書『毛沢東の朝
鮮戦争』(岩波書店 一九九一年)を参照。
- (24) 中日外交資料叢編(八)『金山和約與中日和約的關
係』(以下『金山和約』) 中華民國外交部問題研究会編
纂・發行、一九六六年、七七—八二頁。
- (25) 『中華民國重要資料初編—対日抗戰時期 第七編
戰後中国(四)』(以下『戰後中国』) 中華民國重要資料
初編編輯委員會、一九八一年、七三—七二四頁。
- (26) 同右。七三—七三四頁。
- (27) 同右。七一—七二〇頁。
- (28) 『金山和約』 一四五頁。
- (29) 『戰後中国』 七三六頁。
- (30) 対日講和条約草案の第二十六条は日本と戦争状態
にある、また対日講和条約の署名国ではない国に対し
て、日本がそれらの国と講和する義務があると規定し
た。アメリカがこの規定を設けた際、国民政府と日本
との単独講和を念頭においたのである。
- (31) 『戰後中国』 七三七—七四一頁。
- (32) 同右。七四二—七四三頁。
- (33) 『金山和約』 一五五—一五六頁。
- (34) 同右。一六五—一六七頁。
- (35) 同右。一六七—一六八頁。
- (36) *FR, 1951, Vol. 6, part 1, p. 1477.*
- (37) 『戰後中国』 七七—七七二頁。
- (38) 同右。七七—七九頁。
- (39) 同右。七二—七三頁。
- (40) 『読売新聞』 一九五二年一月十七日。
- (41) 『中央日報』 一九五二年一月二十五日。
- (42) 『中央日報』 一九五二年一月二十八日。
- (43) 『戰後中国』 七七—七七七頁。
- (44) 同右。七七—七八頁。
- (45) 同右。七七—七八〇頁。
- (46) 葉はランキンに対して日華条約の内容を国民政府
とアメリカが決め、日本代表は調印するだけであると
語った。『金山和約』 一六三頁。
- (47) 中日外交史料叢編(九)『中華民國対日和約』 中
華民国外交問題研究会編纂・發行、一九六六年、一二
六—一二九頁。
- (48) シーボルト 『日本占領外交の回想』 野末賢三訳
朝日新聞社 一九六六年、二四八頁。
- (49) 外務省『日華平和条約關係一件』 第一卷 四五
七—四六〇頁。
- (50) 同右。二〇六頁。
- (51) 同右。一五七—一五八頁。

(52) 同右。一七四—一八〇頁。

(53) 同右。二〇五—二〇八頁。

(54) 同右。二五五—二五八頁。吉田から河田宛の電報文は次の通り、

一、二十五日米国側がワシントンと東京において、日華交渉の進捗ぶりに特に関心を示し、二十八日まで調印する運びになるや否やにつき問い合わせて来た。右は対日理事会及び極東委員会の解消に関連し、中国側を同調せしめたいとする考慮から出たもののようにである。その際我方より現在交渉状況を説明したところこれを納得した。尚この段階において米国側が何等か介入するが如き印象を与えることは内外の関係上最も避けたきところである旨を率直に表明したところ米国としては交渉に介入する意図は全くないと答えた。

二、我方としても出来得るならば廿八日までに調印の運びにしたいと思っている。旁旁先般議論のある点に触れることを避ける趣旨にて最後の案を工夫し

たのである。

以上の吉田の電報から吉田も日本の目標がほぼ達成された以上、日華条約の早期妥結を望んでいたことが判る。また日本代表に与えた吉田のそのほかの電報もサンフランシスコ条約が発効する前、日華条約に調印する意思を示した。もともと外務省の方はより強硬な立場をとって、日華交渉の最後の段階で交渉を決裂させても譲歩しないことを主張したが、岡崎は決裂を避けるべきと主張し、そして吉田の決断で日本が妥協して、交渉を完成させた。

(55) ダレスは太平洋における重要なパワーはアメリカと日本だけであるという認識を持ち、日本の潜在能力をかなり高く評価した。(FR, 1951, op. cit., p. 931.) 従って、国民政府との関係よりダレスは日本との将来の関係を配慮して行動したと考えるのは自然である。

(56) シーボルト、前掲書二四八頁。

(一橋大学助手)